TEPCO Press Release

6 号機 非常用ディーゼル発電機（Ｂ）不具合による運転上の制限からの逸脱について（公表区分Ⅱ）

2026 年 9 月 10 日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 6 号機に設置している非常用ディーゼル発電機（以下、Ｄ／Ｇ）（Ｂ）の潤滑油に水分が混入していることを確認したことから、本日より、保安規定で要求される措置※1 を講じた上で、点検を実施していたところ、シリンダヘッド※2 に不具合が確認されました。

このため、機器の故障および損傷等の兆候が発生しているとみなし、6 号機および 7 号機の保安規定で定める以下の条文について、運転上の制限からの逸脱を午後 0 時 17 分に判断しました。

・6 号機　保安規定第 59 条
（3 台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること）
・7 号機　保安規定第 66 条 12-3
（号炉間電力融通電気設備を使用した号炉間電力融通が動作可能であること）

これらに関する保安規定で要求される措置については実施済みであり、定められた完了期間内（9 月 19 日まで）に復旧作業を行う予定です。

今後も引き続き、6 号機Ｄ／Ｇ（Ｂ）の設備を詳細に点検し、原因を調査いたします。
なお、本事案による原子炉の運転、使用済燃料プールの冷却、および放射能への影響はありません。

※1:運転中の 6 号機は「3 台のＤ／Ｇが動作可能であること」を運転上の制限として保安規定に定めている。ただし、予防保全を目的とした作業を実施する場合は、運転上の制限から逸脱した場合に保安規定で要求される下記の措置を講じた上で、計画的に動作不能とすることができる。

【保安規定で要求される措置】
・Ｄ／Ｇ（Ａ）、（Ｃ）が動作可能であることを確認
・原子炉隔離時冷却系（ＲＣＩＣ）が動作可能であることを確認
・10 日間以内にＤ／Ｇ（Ｂ）を動作可能な状態に復旧

停止中の 7 号機は「6 号機のＤ／Ｇ（Ａ）または（Ｂ）からの受電が可能であること」を運転上の制限として保安規定に定めている。
6 号機のＤ／Ｇ（Ｂ）の動作不能に伴い、運転上の制限から逸脱した場合に保安規定で要求される下記の措置を講じる必要がある。

【保安規定で要求される措置】
・Ｄ／Ｇ1 台が動作可能であることを確認
・ガスタービン発電機（ＧＴＧ）が動作可能であることを確認
・6 号機のＤ／Ｇ（Ｂ）より受電可能な状態に復旧するための措置を開始

※2:燃料を燃やしてエンジンを動かす燃焼室の一部を構成する部品。

添付資料
・発生場所概略図
・6 号機　非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について

以　上

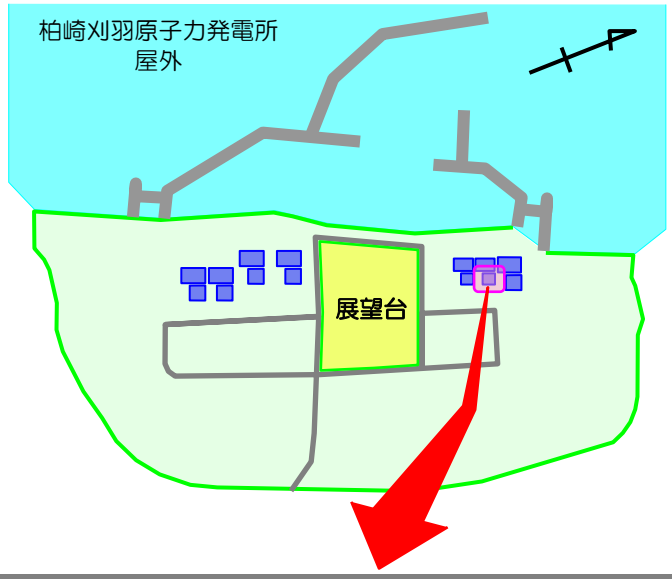

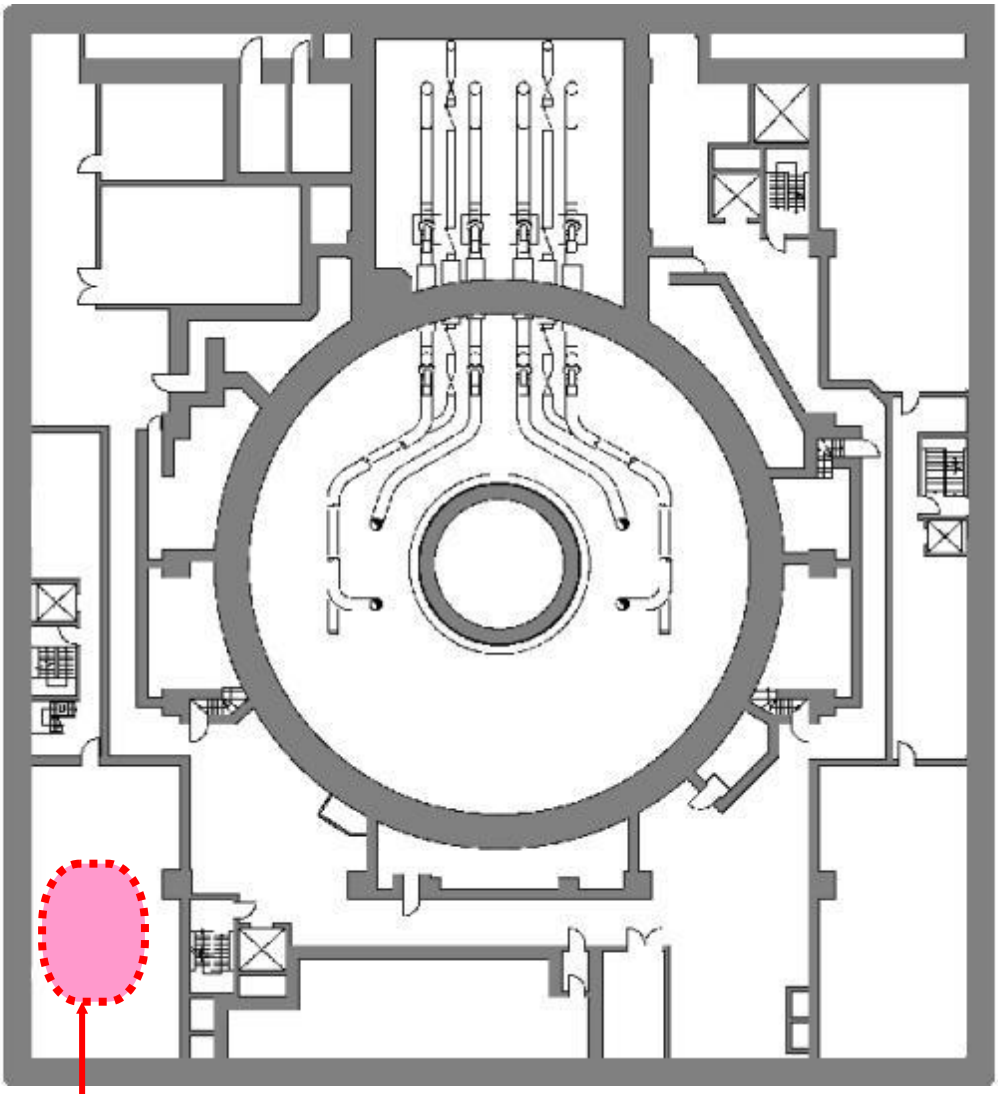

柏崎刈羽原子力発電所６号機　原子炉建屋　１階

非常用ディーゼル発電機（B）室

2026年9月10日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

6号機　非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について

- 7月11日、6号機の非常用ディーゼル発電機（以下、D/G）（B）の潤滑油の状態を確認する窓（サイトグラス）に結露が発生していることを確認したため、以降パトロールによる監視強化を実施
- 定例試験において、運転状態やパラメータに異常はなく、D/G（B）の機能に問題はないものの、潤滑油の採取・分析を実施した結果、何らかの原因により潤滑油内に水分が混入していることを確認
- 現時点で機能に問題はないが、安全最優先の考えから、水分が混入した原因を調査するため本日（9月10日）より、D/G（B）の点検を行うとともに潤滑油の交換を実施
- なお、点検にあたっては6号機が運転中であるため、保安規定で要求される措置※を講じた上で実施

※D/G(A)、(C)及び原子炉隔離時冷却系（RCIC）が動作可能であることを点検開始前に確認

＜非常用ディーゼル発電機概略図＞

潤滑油の流れ：→

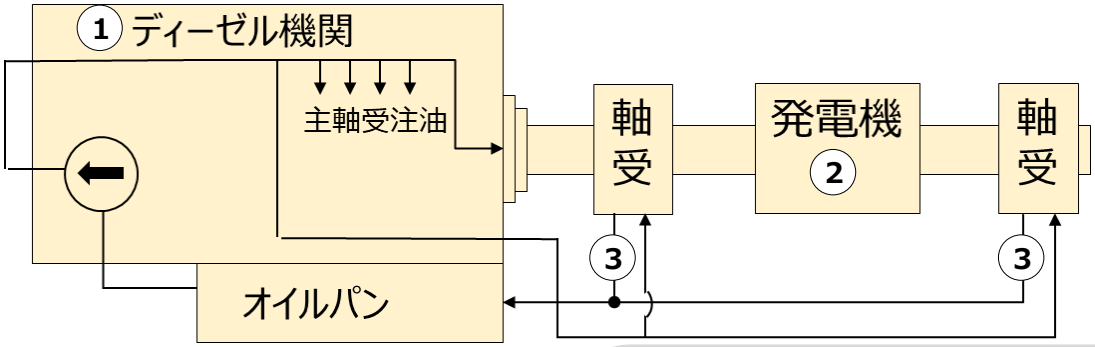

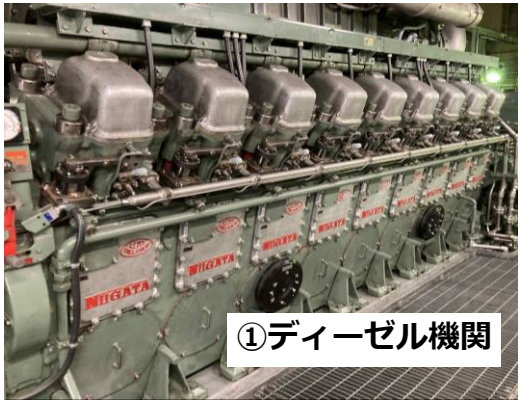

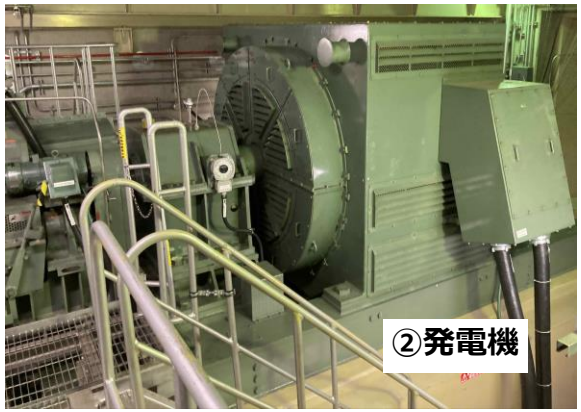

6号機　非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について

- 点検のため、ディーゼル機関の18か所あるシリンダのヘッドカバーを取り外したところ、No.12のシリンダヘッドより水の漏えいを確認
- このため、機器の故障および損傷等の兆候が発生しているとみなし、9月10日午後0時17分に運転上の制限からの逸脱を判断
- 引き続き、D/G（B）の設備を詳細に点検し、原因調査を実施
- なお、本事案による原子炉の運転、使用済燃料プールの冷却への影響及び放射能の影響なし
- また、D/G（A）、（C）やガスタービン発電機等の電源設備についても動作可能
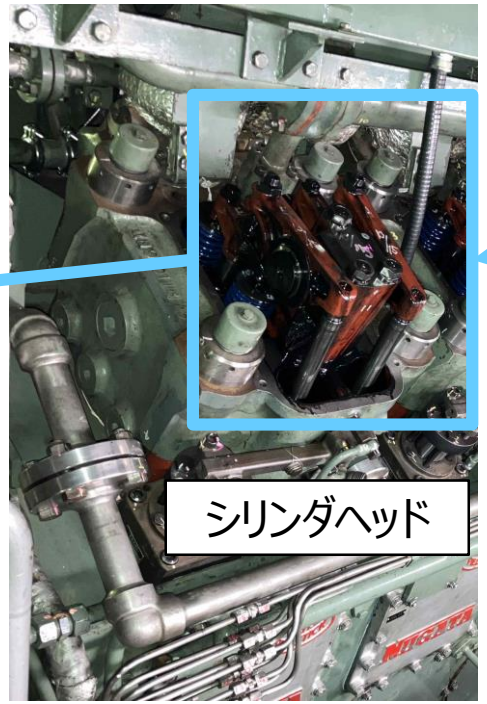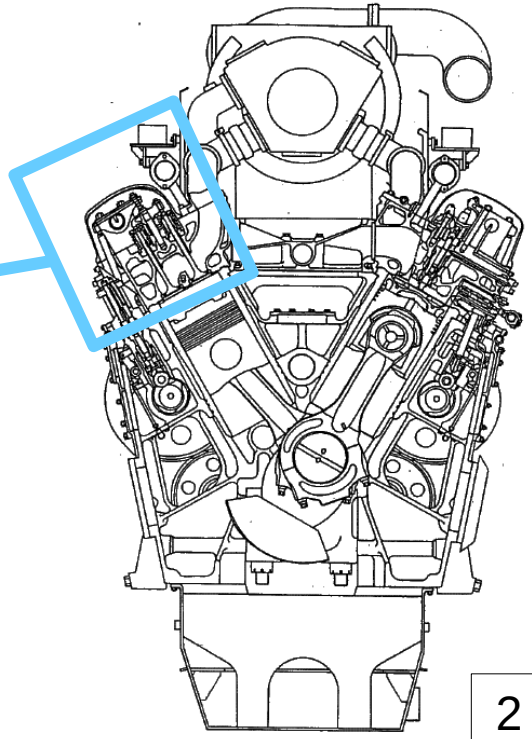
ディーゼル機関断面図